

青森労働局からのお知らせ

令和5年3月1日

春季における年次有給休暇の取得促進に努めましょう

《事業主の皆様へ》

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

新型コロナウイルス感染症対策として実践されている、新しい働き方・休み方のスタイルを定着させ、これからも続けていくためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この春導入をご検討ください。詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が高くなる傾向にあります。令和3年就労条件総合調査によると、年次有給休暇の計画的付与制度がある企業割合は46.2%と、約半数の企業が制度を導入しており、令和元年と比較すると約2倍となっています。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

○ 働き方・休み方改善ポータルサイト

URL : <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

○ 年次有給休暇取得促進特設サイト

URL : <https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

お問い合わせ先：雇用環境・均等室 電話番号：017-734-4211
関係資料：リーフレット（別添）